

指定訪問看護ステーション さくら 重要事項説明書

1 事業所の名称等

- (1) 事業所 名称 訪問看護ステーション さくら
管理者 中村 尚美
事業所番号 1971200488
所在地 山梨県富士吉田市下吉田4丁目21-50
電話/FAX 0555-30-1227/0555-30-1228
- (2) 開設者 名称 株式会社 さくらメディカルケア
代表者名 代表取締役 早川 邦子
所在地 山梨県富士吉田市下吉田4丁目21-50
電話/FAX 0555-30-1227/0555-30-1228

2 事業の目的

株式会社さくらメディカルケアが開設する指定訪問看護ステーション さくら（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が、要介護・要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

3 運営の方針

- 1 ステーションの看護師等は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し

て適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

4 事業の運営

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

5 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者…看護師 1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

看護師等・・・看護師 7名 准看護師 1名

理学療法士 1名 作業療法士 1名

看護職員（准看護師を除く）は、主治医の指示による訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たる。

6 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から土曜日

* 国民の祝日及び夏期3日間・12月31日～1月3日までの年末年始を除きます。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。

(3) ご利用者のご要望と契約により、24時間緊急時訪問看護を提供いたします。24時間電話での相談受付と、必要時訪問させて頂く場合もございます。

7 実施地域

通常の事業の実施地域は、都留市・西桂町・富士吉田市とします。

8 訪問看護の内容

事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

1 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の作成及び利用者又はその家族への説明

指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 病状・障害の観察 | (2) 全身浴・部分浴・清拭等による清潔の保持 |
| (3) 食事及び排泄等日常生活の世話 | (4) 褥創の予防・処置 |
| (5) ターミナルケア | (6) 認知症患者の看護 |
| (7) 療養生活や介護方法の指導 | (8) カテーテル等の管理 |
| (9) リハビリテーション | (10) その他医師の指示による医療処置 |

2 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

3 訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成

9 サービス利用料及び利用者負担

1 介護保険の適用がある場合は、負担割合証の負担割合が自己負担金となります。

（別紙 介護保険利用者負担に関する説明書）

2 その他

① 交通費…5の実施地域にお住まいの方の交通費は無料です。それ以外の地域の方は交通費の実費として、実施地域を超えた地点から片道1kmごとに30円頂きます。

② エンゼル処置料 15,000円（死亡時の看護師による処置料）

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

・現金払い（一月分をまとめて、翌月お支払い願います。）

・口座引き落とし（毎月27日〈土日・祝日に当たる場合は、その後の平日〉に、ご希望の口座より引き落させていただきます。手数料は当事業所が負担します。）

③介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。

（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際には居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

※前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をた上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

④ご利用者がサービスの予定を変更又は中止する際には、次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先：訪問看護ステーション さくら （電話）0555-30-1227

10 秘密の保持

(1)従業者は、業務上で知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持します。

(2)従業者であった者に業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨に従業者としての雇用契約の内容とします。

(3) サービス担当者会議等において、ご利用者又はご家族の個人情報を用いる場合は、ご利用者又はご家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととします。（別紙：個人情報使用同意書）

11 衛生管理等

1 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

12 虐待防止

ご利用者様の人権の擁護、虐待防止の取り組みを行います。

(1) 委員会を設立し 定期的な会議を開催し従業者への研修を行います。

(2) 従業者が虐待を行わない、又虐待の疑いがある場合については関係機関への報告を行います。

虐待防止担当者：中村 尚美

1 3 身体拘束の禁止

- 1 訪問看護ステーションは利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 訪問看護ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

1 4 感染症・災害等 業務継続計画（BCP）の策定

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5 緊急時の対応方法

看護師等は、訪問看護実施中にご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急手当等を行うとともに、ご利用者の主治医に連絡し、医師の指示に従います。

緊急時の 連絡先	氏名	ご利用者との関係	電話・携帯
主治医	病院名	医師の氏名	連絡先

1 6 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対する訪問看護により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者のご家族、主治医、介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) ご利用者に対する訪問看護により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を行います。

1 7 苦情処理の体制

- (1)ご利用者に提供した訪問看護に対する利用者又はそのご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応します。
- (2)ご利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(3)訪問看護に対するご利用者からの苦情に関して国保連が行う調査に協力するとともに、国保連から指導又は助言を受けた場合においてはその指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(4)相談窓口

① 事業所 訪問看護ステーション さくら
苦情担当者 職名 相談窓口担当者 氏名 中村 尚美
電話番号 0555-30-1227

②市町村の相談・苦情窓口

- ・都留市 健康推進課 介護保険担当 0554-46-5113
- ・西桂町 住民福祉課 介護保険担当 0555-25-4000
- ・富士吉田市 健康長寿課 介護保険担当 0555-20-0680
- ・山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険サービスに関する相談・苦情窓口
055-223-9201（相談窓口専用電話） 毎週水曜日午前9時～午後4時

18 ハラスメント対策

1 訪問看護ステーションは適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護職員等の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化と必要な処置を講じています。

- ① ハラスメント防止のための指針の整備
- ② 相談窓口の設置 担当者 中村 尚美

19 第三者評価の実施状況 第三者評価の実施 無し

説 明 確 認 欄

令和 年 月 日

重要事項説明書の内容について、ご利用者及びそのご家族に説明しました。

重要事項説明者 訪問看護ステーション さくら

氏名 _____ 印

重要事項説明書の内容について説明を受け、その内容について同意します。

ご利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代筆者氏名 _____ □字が書けない為